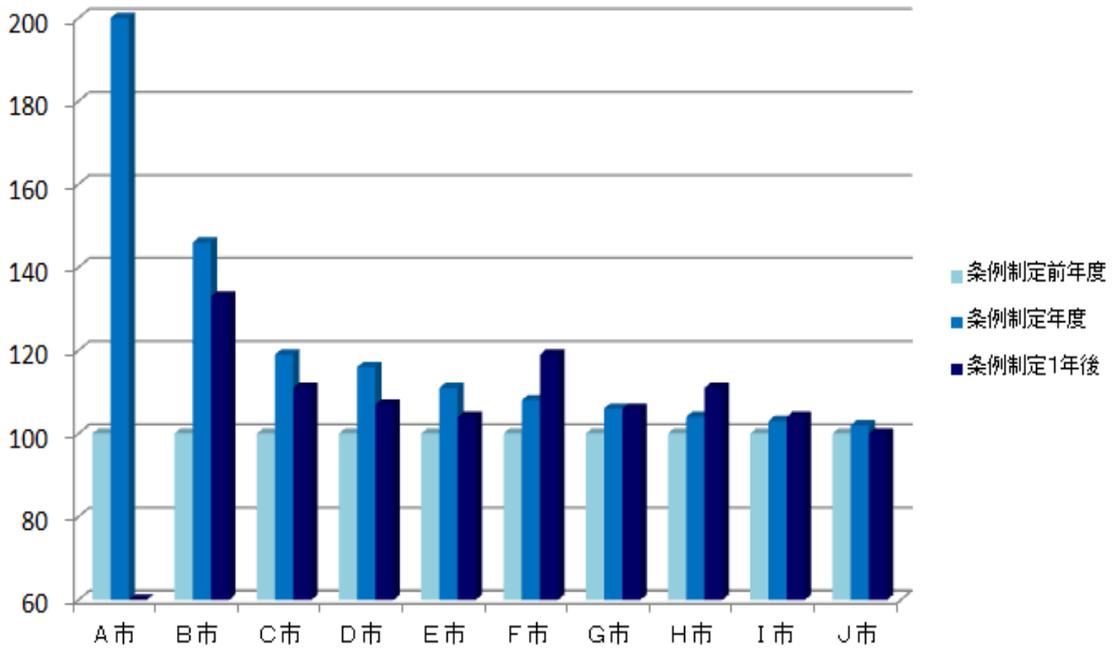


他市の持ち去り対策の事例について

○条例制定後の資源物等の回収量の変化



※中核市で回収量が増加した市を対象
 ※条例制定前年度の回収量を100としている

	条例の内容	罰則	パトロール実施頻度	パトロールの時間帯	従事人数
A市	収集運搬の禁止	20万円以下の罰金	毎日(定期)	平日の早朝	2人/日
B市	収集運搬の禁止	20万円以下の罰金	月に1回程度(苦情時)	平日の早朝	3人/日
C市	所有権を市に帰属 収集運搬の禁止	公表	月に5回程度(不定期)	平日の早朝、日中	2人/日
D市	収集運搬の禁止	5万以下の過料	月に1回程度(苦情時)	平日の早朝、日中	3人/日
E市	所有権を市に帰属 収集運搬の禁止	罰則なし	苦情時のみ	平日の早朝	2人/日
F市	収集運搬の禁止	20万円以下の罰金	月に10回程度(不定期) 月に2回程度(苦情時)	平日の早朝、日中	2人/日
G市	収集運搬の禁止	20万円以下の罰金	月に1回(定期) 月に1~2回程度(苦情時)	平日の早朝	2~4人/日
H市	収集運搬の禁止	20万円以下の罰金	毎月(定期)	平日の早朝	2人/日
I市	収集運搬の禁止	公表	2か月に1回程度(苦情時)	平日の早朝	4人/日
J市	収集運搬の禁止	罰則なし	週に1回程度(定期)	平日の早朝	2人/日

○持ち去り行為の取り締まり事例

通常の資源物回収作業、防止パトロール
○持ち去り行為の発生を監視・抑止
○情報（目撃・通報）に基づき防止パトロールの実施



①持ち去り行為の発見（初回）
○行為について現場で事実確認 ★撮影等による証拠保持
⇒指導（声掛け）・記録 ★運転者名、車両ナンバー



②同一人物による持ち去り行為の発見（2回目）
○行為について現場で事実確認 ★撮影等による証拠保持
⇒警告書の交付 ★運転者名、車両ナンバー



③同一人物による持ち去り行為の発見（3回目）
○行為について現場で事実確認 ★撮影等による証拠保持
⇒命令書の交付 ★運転者名、車両ナンバー記録



④同一人物による持ち去り行為の発見（4回目）
○行為について現場で事実確認 ★撮影等による証拠保持
⇒再度命令書の交付 ★運転者名、車両ナンバー記録



⑤当該持ち去り行為者を警察に告発

○広報啓発の事例

・ 広報誌



アルミ缶等を持ち去る軽トラック

市は「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を改正し、4月1日から家庭ごみおよび地域集団回収に出された資源物の持ち去り行為を禁止しました。また、資源物の再利用を目的に市民が行う地域集団回収を推進していきます。

近年、軽トラックを用いて燃えないごみとして出されたアルミ缶等の資源物を持ち去る行為が頻発しています。このような持ち去り行為を防止し安心してごみを出せる環境を確保するため、市は持ち去り行為を禁止しました。7月1日以降は、違反者に5万円以下の過料が科せられることがあります。

条例では、持ち去り行為により収集された家庭

4月1日条例施行

家庭ごみ・資源物の持ち去り行為禁止

市は「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を改正し、4月1日から家庭ごみおよび地域集団回収に出された資源物の持ち去り行為を禁止しました。また、資源物の再利用を目的に市民が行う地域集団回収を推進していきます。

市には、新聞・雑誌などの資源物を回収する方法として▽地域集団回収▽紙リサイクルボックス▽校区紙リサイクルステーションがあります（以下、地域集団回収等という）。

アルミ缶は、地域集団回収等へ

アルミ缶の報奨金が10倍に（2年間限定）



地域集団回収等は地域主体で行われています。

報奨金は、地域集団回収等を行ったための広報活動などに使われる他、実施団体の活動費用の一部に充てられ、地域の貴重な財源となっています。

さらに平成26年から2年間、資源物持ち去り対策としてアルミ缶の報奨金単価を50円に引き上げます。これは不燃ごみの中のアルミ缶を減らすことで持ち去りができない環境づくりを進めるため、2年間集中的に実施するものです。

市は、この活動を支援し、ごみ減量とリサイクルの推進を図るため、回収量に応じて1ヶ当たり5円の報奨金を交付しています。



小笹2丁目子ども会の集団回収

平成 26 年 4 月 15 日 号 (福岡市)

資源ごみの持ち去り禁止条例化で一定の効果 クリーンセンター管理課 (☎87・4844)

ごみステーションに出された資源ごみを持ち去る業者への対策として、「宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例」を改正し、昨年10月1日から持ち去り行為を禁止しています。

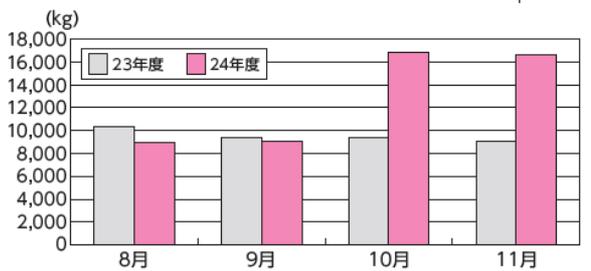
条例施行後には、効果検証のため地域巡視を行っています。その結果、持ち去り業者の車両は大幅に減少しましたが、依然として数台の回収業者がいることも確認しており、その都度、ごみステーションからの持ち去り禁止を指導しています。

- ▷ 条例で禁止している内容は次のとおりです。
 - ① ごみステーションに出された一般廃棄物のうち、再生資源（紙類、布、かん・びん）の持ち去り行為を禁止
 - ② 持ち去り行為を行った者に対して、指導し、禁止命令を出すことができる。
 - ③ 禁止命令に従わなかった場合は、住所、氏名などを公表できる。
- 条例化の効果を検証するため、クリーンセンターで資源として収集され、リサイクル業者に搬出した新聞紙の量を

比較したものが下表です。10月以降では資源ごみの量が極端に増加しており、この結果からも条例化による一定の効果があったものと考えます。

今後も指導を続けますが、資源ごみの持ち去り防止に効果のある方法は、集団回収制度に参加いただくことです。集団回収には5世帯10人から登録できますので、ぜひ参加してください。

資源ごみとなった新聞紙量の比較 (クリーンセンター搬出分)



平成 25 年 2 月 号 (宝塚市)

「古紙・衣類」の持ち去り行為等の規制を実施します

4/1から、コミュニティ回収の促進による廃棄物の減量や適正処理を目的として、市またはコミュニティ回収活動を実施する団体から委託を受けていない者が、古紙・衣類を、収集・運搬・保管することなど(持ち去り行為)を禁止します。10/1からは、違反行為者には指導、勧告、命令と段階を経たうえで、5万円以下の過料を科すことや氏名公表を行います。環境局家庭ごみ減量課 ☎6630-3259 📠6630-3581

平成 29 年 4 月号 (大阪市)

古紙などの持ち去りは条例違反！

10月1日から廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例を改正します

【問合せ】環境課（市役所2階21番窓口）

◎条例の内容

- ▷市長および市長が指定する者以外が、行政回収のために所定の場所に排出された資源物を持ち去る行為を禁止します。
- ▷市は違反者に対して、持ち去り行為の禁止命令を行うことができます。
- ▷禁止命令に違反した場合、違反者の氏名などを公表することができます。
- ▷また、20万円以下の罰金に処される場合があります。
- ▷法人などが業務に関して違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、行為者が属する法人などに対しても同じように罰することができます。

◎対象となる資源物

かん、びん、古紙類（新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック）

◎持ち去り行為を見かけたときは

- ▷トラブルを避けるため、持ち去り行為者へ、注意や制止をしないでください。
- ▷日時、場所、車のナンバー、人物の特徴、持ち去った資源物の種類などの情報を環境課までご連絡ください。

◎持ち去りを防ぐために…

- ▷古紙類は可能な限り自治会などで実施している集団回収に出してください（アルミ缶などの回収を実施しているところもあります）。
- ▷回収曜日の前日には出さないでください。
- ▷意思表示シール（下図参照）などを用いて、泉大津市に出した資源物であることを表示してください（意思表示シールは環境課にお問い合わせください）。

■意思表示シール（イメージ）



平成 27 年 10 月号 (泉大津市)

特集 「資源物持ち去り行為」を条例で禁止します

資源物の持ち去り行為を条例で禁止します

特集

「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び規則」の一部改正

8月1日から施行

集積場から資源物を持ち去る行為が頻発しています。持ち去り行為者が住民に対して恫喝(どくかつ)や脅迫をしたり、集積場の鍵を壊し荒らしていくなど、トラブルとなるケースが多く、昨年度は市へ約200件、今年度も2カ月間で約70件の通報が寄せられています。このような行為は、市民の皆さんの協力のもとに成り立っている資源物の再資源化システムを妨げます。そこで、市では、ごみ処理体制を適正に保ち、進めていくために、「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び規則」の一部を改正しました。



違反すると罰金が科せられます

条例改正の大きなポイントは「資源物の持ち去り行為禁止」と「違反者に対する罰則規定」を追加したことです。以下のようなことが決められました。この条例は8月1日から施行されます。（施行までの間も適宜、頻発地域での監視、指導を行います。）

看板を設置し、資源物の集積場を明確にします

（集積場への看板設置にご協力をお願いします）



集積場に設置される持ち去り禁止の看板 ※日本語を含め6か国語で表現しています

持ち去り禁止の対象となる資源物は、紙類、布類、衣類、びん、飲料缶、金属類です



集積場での資源物の収集または運搬が禁止となります

市または規則で定める者以外は、収集、運搬ができません。市長は違反者に対して、行為の禁止を命じることができます。

命令に違反した者には20万円以下の罰金が科せられる場合があります

罰金は最高20万円

資源物集積場



平成 22 年 7 月号 (四日市市)

○啓発物

資源物の持ち去り禁止

◆クリーンステーションに出された資源ごみを持ち去る行為は、条例により禁止されています。

◆違反した場合は、氏名等の公表や、20万円以下の罰金に処せられる場合があります。

持ち去りが禁止されるもの

缶、びん、ペットボトルなど
家電製品や金属製品のもえないごみ
(ラジカセ・アイロン・ポット・トースター・扇風機・フライパン・やかんなど)
大型ごみ(自転車・たんすなどの家具類)



神戸市環境局業務課 ☎ 322-5292

チラシ (神戸市)

クリーンステーションからの資源物などの持ち去りは禁止です!

違反した場合は、氏名等の公表や20万円以下の罰金に処せられる場合があります!

持ち去りが禁止されるもの

- 缶、びん、ペットボトルなど
- 家電製品や金属製品のもえないごみ
(ラジカセ・アイロン・ポット・トースター・扇風機・フライパン・やかんなど)
- 大型ごみ
(自転車・たんすなどの家具類)

資源物の持ち去りでお困りの場合は、下記までご連絡下さい(お電話は平日8:45~17:30まで)
神戸市環境局業務課 (神戸市役所3号館6階)
TEL: 078-322-5292 FAX: 078-322-6061
E-mail: kankyogyomu@office.city.kobe.lg.jp



ポスター (神戸市)

資源ごみ等の持ち去り行為禁止!

市及び市の委託を受けた者以外が持ち去ることを禁止します。
対象は空き缶、びん・ガラス類、大型ごみ及び粗ごみです。

取ったらあかん!



枚方市

啓発看板 (枚方市)

資源物持ち去り禁止

STOP!

これは、私たちが市民が門真市に出した資源物です。



意思表示シート (門真市)